

令和8年3月31日
教育庁生涯学習推進課**令和8（2026）年度成人式等の実施予定について**

令和8年度に各市町村で開催予定の成人式等について、下記のとおりお知らせします。

なお、生涯学習推進課のホームページにも掲載していますが、詳しい時間や内容等につきましては、各市町村担当課にお問い合わせ願います。

記

1 実施日・会場等について

別紙「令和8（2026）年度 成人式等実施予定」のとおり

2 成人年齢の引き下げに伴う市町村の対応について

民法改正により令和4年4月1日から成人年齢が18歳に引き下げられました。

新潟県内の30市町村においては、20歳又は21歳を対象として、成人式、又は名称を変更した式典を実施する予定です。

対象年齢	市町村数
18歳（平成20年4月2日～平成21年4月1日生まれ）の方	0
20歳（平成18年4月2日～平成19年4月1日生まれ）の方	9 ※1
21歳（平成17年4月2日～平成18年4月1日生まれ）の方	22 ※1

※1 新潟市は、地域によって対象年齢が異なるため両方にカウント

【本件についてのお問い合わせ】

成人教育係〔担当〕五十嵐

(直通) 025-280-5972 (内線) 3895

E-mail ngt500060@pref.niigata.lg.jp